平成２４年（フ）第３１９号
埼玉県久喜市久喜東４丁目２番20号
債務者　高階　淳子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３６６号
さいたま市見沼区大字大谷1822番地２　県営大宮七里住宅１―507、旧住所埼玉県川口市芝３丁目１番24号　メゾンハピーⅠ　201号室
債務者　安田眞由美（旧姓高原）
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３７１号
埼玉県加須市愛宕２丁目３番７号　フローラルハイツ107
債務者　飽戸　明治
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４４１号
埼玉県上尾市緑丘４丁目６番11号　マーガレットハウス北上尾ウェスト201
債務者　落合裕紀子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４４５号
埼玉県上尾市大字瓦葺1651番地16
債務者　菊池　一浩
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４８４号
埼玉県幸手市中５丁目１番10号
債務者　鈴木正一郎（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８５２号
大阪市鶴見区諸口４丁目２番７号201
債務者　志村麻衣子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９８８号
大阪府門真市本町１―17―405　下口方、住民票上の住所大阪市東淀川区井高野２丁目６番13―204号
債務者　柴　　光雄
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２８３号
大阪府枚方市北中振１丁目33番８号
債務者　元　　美幸
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３２５号
大阪府寝屋川市三井が丘３丁目５番７―504号
債務者　馬場　照美
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４５５号
大阪市東成区中本５丁目13番８―803号
債務者　松井　敏通
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４９８号
大阪市都島区中野町２丁目４番12―622号
債務者　平田　利英
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５０２号
大阪市中央区松屋町２番４―403号
債務者　永野　陽子（旧姓佐田）
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５１６号
大阪市港区池島３丁目10番15号
債務者　松本　英夫
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５４５号
大阪市都島区高倉町２丁目２番９号
債務者　玉井　公子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５６３号
大阪府門真市本町22番20号
債務者　徳永　敏子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５７０号
大阪市港区三先１丁目15番23号、前住所大阪市港区波除３丁目３番６号　丸徳マンション２Ｆ
債務者　寺内　光明
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部